

（あて先）  
大月市長

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

空き家バンク登録申込書

大月市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、同要綱第4条第1項の規定により、空き家バンクへ登録を申し込みます。

1 契約交渉については、次の方法を選択します。

※いずれかの（ ）内に○を記入してください。

（ ）直接型

契約交渉に関わるすべてについて、空き家登録者と利用登録者の両者間で責任をもって行います。

（ ）間接型

契約交渉に関わるすべてについて、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部へ媒介を依頼します。併せて、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部へ情報の提供を承諾します。

2 提出書類等

- ・空き家バンク登録カード(様式第2号)
- ・当該空き家に係る土地及び家屋の全部事項証明書
- ・身分を証明するものの写し
- ・その他市長が必要と認める書類

3 家屋情報等の確認のため、市の税情報の使用を認めます。

注(1) 大月市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「空き家登録者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「空き家登録者」と「利用登録者」間で確認していただきます。なお、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部へ依頼する際の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

(2) 大月市個人情報保護条例(平成15年大月市条例第1号)の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は「利用登録者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。